

使用料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、伊丹市都市公園条例及び同条例施行規則に基づく昆陽池公園駐車場及び荒牧バラ公園駐車場の使用料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地  
伊丹市昆陽池2丁目13番地  
公益社団法人伊丹市シルバー人材センター
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
伊丹市都市公園条例及び同条例施行規則に基づく  
昆陽池公園駐車場及び荒牧バラ公園駐車場の使用料の徴収
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和8年4月1日

以上